

見附市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月25日

見附市長 稲田 亮

## 見附市条例第22号

### 見附市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

見附市空家等の適正管理に関する条例（令和3年見附市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を同項第5号とし、同項第1号中「居住する者及び市内に建物その他の工作物、土地及び立木を有する者並びに市内の事務所又は事業所に勤務する者をいう」を「在住、滞在、通勤又は通学する者、市内の自治組織及び市民活動団体並びに市内に事務所を有する法人その他の団体をいう」に改め、同号を同項第4号とし、同項に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (6) 関係機関 国及び県の機関並びに市の区域を所管する警察署をいう。

第2条第2項を削る。

第6条中「国及び県の機関、警察署その他の関係機関（以下「関係機関」という。）、町内会等」を「関係機関及び市民等」に改める。

第7条の見出し中「特定空家等に係る」を削り、同条第1項中「定める」の次に「管理不全空家等又は」を加え、同条第2項中「市長は、」の次に「管理不全空家等又は」を、「当該」の次に「管理不全空家等又は」を加える。

第8条第1項前段中「市長は、」の次に「管理不全空家等又は」を加え、「に関し」を「が人の生命、身体又は財産に対する重大な被害を与えることが明らかな状態であって」に改め、「ときは、当該」の次に「管理不全空家等又は」を加え、同項中「から徴収するものとする」を「に負担させるものとする」に改め、同条第2項前段中「得られなかった」の次に「若しくは所有者等を確知することができなかった管理不全空家等又は」を、「について、当該」の次に「管理不全

空家等又は」を加え、「市民等に」を「人の生命、身体又は財産に対し」に改め、同項中「請求するものとする」を「負担させるものとする」に改める。

第9条を削る。

第10条中「市長は、」の次に「管理不全空家等又は」を加え、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。